

[資料]

グジャラートとヒンドゥスターンに
おけるオランダ東インド会社
1620年—1660年

(Ⅱ)

H. W. ファン・サンテン
長 島 弘(訳)

[承前=本論集第21巻第4号]

4. 5 藍, 信用貸し, VOC

商品作物の栽培者に対する信用貸しは食料作物に対するそれと同様に17世紀のムガル朝インドでは珍しいことではなかった。信用貸しはムガル朝当局あるいは商人たちによって栽培者に対して行なわれ得た。たとえばハビーブは、ムガル朝当局から土地の耕作のために農民に対してなされる融資であるところのタカーヴィー*taqāvi*貸付の若干について述べている⁶⁰⁾。ムガル朝当局から栽培者への信用供与の実施の程度は不明であるが、そのような形の信用供与がムガル朝の行政の不可欠の一部を構成していたことは大いに確実である。VOC資料中にもまた若干のタカーヴィー融資が記録されている。1636年にスーラト周辺のカッタムたち*muqaddams*とデサイたち*desā'is*(彼らはムガル朝のために地方レベルで徴税の世話をしている村長と権力者である)が、その都市のムタサッディー*mutasaddī*であるハキーム・マシーフ・アッ・ザマーンに訴え出た。「このようにあなたが私たち自身に満足しておらず私たち自身と合意しておられませんので、(なぜなら今があなたが新規の耕作に対して播種用の資金を与えるべき時期でありますから)、あなたの管轄下の農地が耕起されず播種されないかもしれないことをおそれます」と⁶¹⁾。それは、農民たちの間で分配さ

せるためにデサイヤムカッドムに対して毎年タカーヴィー融資を供与していた彼の先任者ミール・ムーサーの政策とは明白な違いであった。そのかわりに「[彼は] 彼らからまる裸になるまでごしごしこすりとり、彼らの未納分をできるだけ多く彼らから要求する。」⁶²⁾ それゆえ、何人かのデサイが自分の村を放棄した⁶³⁾。スーラトのVOCの長官de directeurは、農民の滞納額の突然の徴収の理由として、ハキームが、自分が2、3カ月以内にアーグラに召喚されるであろうと予期し、それ以前に滞納されている負債を全て徴収しようとしているのだということを挙げている⁶⁴⁾。

アフマダーバード周辺でも、栽培者への信用供与は明らかに一般的な慣行であった。1636年にアーザム・ハーン——アーグラへ召喚されたグジャラートのスーバダール〔州太守〕サイフ・ハーンの後任者——が、アーグラからアフマダーバードへの5万ルピーの手形を、アフマダーバード最大の両替商であるシャーンティダース宛に送った。このシャーンティダースは、アーザム・ハーンの到着まで暫定的にスーバダールの職に就き、送られてきたお金を「栽培者たちに与え、土地に播種させるために」使用するよう命じられた⁶⁵⁾。ここにもスーラトでの出来事と似た事がある。なぜなら、数年後、アーザム・ハーンもまた離任を前にして、ややおだやかな仕方ではあったが、滞納中の負債の全てを徴収しようとしたからである⁶⁶⁾。

これらの例とハビーブの挙げる事例から、タカーヴィー融資がムガル朝行政の不可欠な一部分を構成していた——スーラトの例は、信用供与の継続性が必ずしも保証されていなかったことを示すけれども——と結論できる。ある行政官が宮廷へ召喚されたり更迭されたりした時、彼は融資中の貸付金を短期間に徴収しようとした。とくに、おそらく後任者と調停する可能性がない場合には、徴収は暴力を伴わないではすまなかつただろう。全てのムガル朝行政官が離任前に「搾取・略奪・盗掠」を行なうと西洋人の観察者たちが結論したのは、離任前の行政官の特に暴力を伴ったこれらの「徴収行為」のことであったかもしれない⁶⁷⁾。

ムガル朝インドではムガル朝当局と食料作物栽培者との間の信用貸し関

係が発達した形で存在していたように思われるが、藍のような国際的で大規模な需要のある商品作物の場合には、信用貸しがより一層浸透していた。この場合にはとくに商人から栽培者に前貸金の融資がみられた。

バヤーナ藍の栽培の際の信用貸しの役割についての最初の言及はペルサルトに、すなわちバヤーナ周辺の藍作地帯でのさまざまな買付け方法についての彼の記述の中にみられる。彼によれば、あまり豊作でない時は、必ずカーヌアで先買権所有者たちから買付けるべきである。これらの中間介在者は——我々がすでに見たように、彼らは農村の金貸しと藍の投機人の役割を兼ねていたのだが——、ペルサルトがいうように、藍の栽培者たちに信用貸しをし、そのことによって後者をして、収穫後債権者にのみ藍を供給するよう強いた⁶⁸⁾。しかしペルサルトはここで意識的に氷山の一角のみを見せている。藍を専門とする先買権所有者のみが栽培者に信用供与したのではなかった。商人も金を前貸しした。その中にはVOC社員も含まれていた。アーグラの会社員たちは、長い間この私的な活動を総督に対して隠すことに成功していたが、しかしペルサルトとその後任者たちが、会社の金か、会社がアーグラで享受していた信用のおかげで借りることのできた資金でもって藍栽培者たちに大々的に資金の前貸しを行っていたことが1635年に露見した。受取った前貸金に対して、栽培者は月1½%の利子を年々支払った⁶⁹⁾。藍の買付けは、会社員によって帳簿上では現金取引として説明され、貸与金に対して受取った利子を彼らは自分のポケットに入れた。もし前貸し活動を活発に行なうのに十分な現金を持っていなかった場合には、彼らはアーグラで月1%の利子で借りた。その場合彼らは月½%の利子をもうけた⁷⁰⁾。借金の利子率のこの格差は、一方での農村の農業レベルでの信用活動と他方での商業レベルでのそれとの間での危険度の差を示唆している。

この投機的事業は、シャー・ジャハーン帝による1633年—1635年の藍の独占の期間に前貸金を供与することが困難になったために、すなわち独占事業の請負人がこの機能を一時的に奪ったために、明かるみに出た。はじ

め未返済の負債が徴収できなかった。藍の独占がほとんど終了した1634年末に、アーグラ商館長のサロモン・フルクネッヒトSalomon Voerknechtが、VOCの信用を利用してアーグラで44,000ルピーを借りることに成功した。彼はその金を、彼に対する負債をまだ残しながら独占の期間中に貧困化した栽培者たちに貸与した——「それでもって上述の借手たちが自分の土地を再び耕作し、そして豊作にめぐまれば上述の金とその利子および合計15,000ルピーの昔からの負債を返済するほどに立ち直るであろうことを意図して」。⁷¹⁾ フルクネッヒトはこのように44,000ルピーを貧困化した農民に融資し、その次の年に昔の負債15,000ルピーを徴収できるだろうという期待のもとに〔その年の〕豊作に賭けざるをえなかった。もし彼が不意にバタヴィアに召喚されなかったなら、全てがうまくいっていたことだろう。彼は後任のエイスブランド・ピーテルセンIjsbrandt Pietersenに自分がこしらえた負債を肩代りさせようとした。しかし後者は——まさに後に適中したように——藍栽培者たちに供与された前貸金の半分以上が徴収不能となるだろうと予想したため、この肩代りを拒否した。彼は栽培者たちがシャー・ジャハーン帝の独占の期間に大変貧困化したので、今や危険性が大きすぎると判断し、事態を公にした⁷²⁾。会社員たちによって採用されていた前貸制度の詳細はそれによって明らかになり、またそれは17世紀のムガル朝インドにおける最重要商品作物の1つにおける信用貸しの役割について思いがけない洞察力を与えてくれるのである⁷³⁾。

スーラトのVOCの長官は、前貸金制度について次のように書いている。次のことがアーグラで慣行であります。つまり我が社員たちが慣行としています。すなわち5月か6月に（その時にはじめて〔die dan noch eerst〕播種が行なわれる）藍について栽培者たちと、より正確に言えば藍の栽培者たちと契約し、手元にある自分の現金を先物買いの条件で与えています。我が社員たちが現金を保有していない時には、会社の信用を利用して融資を得て、これらの栽培者たちに、ひきかえに藍を我が社員に供給させるために融資しています。上述の栽培者た

ちとの契約は次のようであります。すなわち5月か6月に藍栽培者たちと契約し、手元にある会社の資金を彼らに融資し、これが彼ら——前述の藍栽培者たち——をして、自分の藍を市場価格で会社に供給し、かつ会社からの現金の供与に対して、彼らがその現金の供与をうけた日から藍の提供がなされる時まで、1ヵ月につき1½%の利子を支払うという義務を十分注意して守らせるよう拘束するのです。もし会社が自ら現金を持っておればそれを融資し、もしそうでなければ、アングラで1ヵ月1% [の利子] で借りました。そしてその時にもなお½%の利益がありました。——そうです。8, 9, 10万ルピーあるいはそれ以上がこのような方法で上述の栽培者たちに提供され、そして利子がそれからすくいとられるということが何年も続いたのです。あなたがたはそのことから生じた結果が些細なものであったかどうか御覧察下さい⁷⁴⁾。

前貸金は信用貸しに対する需要の最も大きな諸時期に提供された。すなわち5月と6月の播種期とその直前、そして収穫期とその直後——その時期に藍は労働者arbeidersの援助で藍玉に加工された——に提供された。カーズィーと「信用ある商人たち」の立会いのもとに、信用貸しを受ける側によって一通の借用証書にサインがなされた⁷⁵⁾。前貸金貸付の条件はさまざまであったようだが最もよくみられるのは、前貸金を受け取った者は、月1½%の利子を支払わねばならないということであった。収穫の後、彼は元金を利子と共に返済した。前貸金提供者の権利もまた正確に記載された。債権者は先買権のみを持っていた。もし彼が前貸金とその利子を、その時に一般的な市場価格で換算してそれに相当する量の藍の形で受け取るつもりがなければ（たとえば彼の考えではあまりにも高すぎる市場価格の場合）、融資者は藍栽培者に自由裁量権を与え、彼が他人に販売することを許可しなければならなかった。その場合、栽培者は前貸金と利子を現金で返済しなければならなかった。債務者が収穫の後に前貸金と利子を完済できそうにない時には、V O C社員はその満期の利子を元金に加算して

グジャラートとヒンドゥスターンにおけるオランダ東インド会社

栽培者に新たな借用証書にサインさせた⁷⁶⁾。

会社員による信用貸し活動の全体量を追求することは大変困難であるが、それが大変おどろくべき額になったという証拠がある。フルクネッヒトは44,000ルピーを前貸金として貸与したし、スーラトのVOCの長官は前述のように1635年以前に毎年8万~10万ルピーあるいはそれ以上が貸与されたと推定した⁷⁷⁾。イギリス人のある推定によると、アグラのオランダの会社員が年に10万~15万ルピーを前貸金として供与したとのことである⁷⁸⁾。オランダとイギリスの会社員は、1635年までの時期においては、藍作地帯における農村的信用供与の最大部分を分担してさえたであろう⁷⁹⁾。この活動に必要な現金のかなりの部分が都市の金貸しによって貸された。したがって我々はここに商業的・都市的信用活動と農村レヴェルのそれとの間の結合の成立を見るのである。フルクネッヒトが1634年にアグラで借りた44,000ルピーのうち16,000ルピーはヴィールジー・ヴォーラのグマシュタ〔代理人〕であるカーシー・ダースから融資されており、約3,000ルピーがスーラトの両替商ヴェネマリ・ダースのグマシュタたるループジー・ラグーから、そして残余が正体不詳の金融業者である「パティ・ドールジー」とアグラのポルトガル人(?)金貸しゴメス・ボネロとジェロニモ・ヴェレネオ兩名とから借り出されている⁸⁰⁾。フルクネッヒトに対するこの融資によって、これらの金融業者が事実上彼の前貸し活動の資金を融資したのである。農村レヴェルでの前貸金供与のための資金の融資についてのこれ以上のデータは不足しているけれども、農村レヴェルでの信用供与の大部分は事実上間接的に都市の両替商たちshroffsによって融資されていたと推定することができるであろう。

アグラのVOC社員によるこの大規模な不正行為が1635年に露見した時、会社は前貸金制度が、今度は公の旗の下に、その利潤が会社に利益をもたらすように存続されるべきか、それとも藍栽培者に対するいかなる形態の信用供与も禁止すべきであるかという問題に直面した。アグラで不正行為を行なった同僚たちと交替し、この件について意見を述べなければ

ならない会社員たちは、前貸金の供与を例外なくのぞましくないものと考えた。

まず第1に、前貸金提供者は栽培された藍にたいする十分な権利がなく、先買権しか持っていないのであり、「我々が提供する価格より1マン当たり1ルピー多く提供する別の誰かがあらわれると、我々が彼の申し出る価格と同じほど高値で彼らの藍を受取ろうとしないならば、その時には、彼らは彼に自分たちの藍を売り、そして貴会社にはそのペニング〔金〕を利子つきで返済することが十分にできるのである。」⁸¹⁾ 前貸金制度の存続に反対する第2の議論は、完全なまたは部分的な凶作の際に前貸金が完済されないという危険を融資者が冒すというものであった。元の負債の返済を確保する唯一の可能性は、ちょうどフルクネットが行なったように、次の年のために新規の前貸金を供与する場合にのみあったであろう。1637年の凶作は、融資者の危険性が実際大きかったことを示している。雨不足の結果の凶作により、多くの栽培者が自らの〔生産〕手段を奪われ、「そしてもし彼らに新しい信用貸しとチャンスを与えなければ、彼らは再び植付けたり、播種したりするための手段を何も持っていないのである。」⁸²⁾ バヤーナ最大の栽培者たるハージャ・アフマドでさえ、彼がとくにペルシャ商人たちから前貸金として借りていた数千ルピーの完済に成功しなかった⁸³⁾。何人かの先買権保有者がその年に破産したことを我々はすでに見た。貧しい農民の場合には、不作の後に返済できない危険性はさらに大きかった。彼らの若干の信用は豊作に由来しており、そして前貸金の援助で栽培された藍が事実上借金の担保としての役割を果たしていた。より貧しい栽培者の場合には、会社員の言葉によれば、その資金が藍栽培のためにではなく、「彼らの生活と家の維持のために」用いられるという危険性がさらに冒されたのである⁸⁴⁾。

会社による前貸金の供与に反対する第3の議論として、栽培者自身が十分な豊作の後も借入れ額を決して全額返済しないで、「次のシーズンに再び貸し手に資金を要求するため——古い借金を新しい借金で支払うために

(と彼らは言うのだが) ——いつも一部分を次の年まで残しておくのだということがいわれている。」⁸⁵⁾ 債権者との間での債務者の負債関係の継続が融資の継続にとって一つの保証となることを栽培者たちは十分に知っていたのである。

最後の議論として、もし債務者が収穫後に前貸金を返済するつもりがあったとしても、彼は現実には決してそうはできなかつたということが言われている。すなわちムガル当局が地税de landrenteを徴収する時、政府は前貸金を投資した人たちの潜在的な要求を考慮に入れなかつた。従って、不作の時、富裕でない栽培者たちは、地税の支払いの後、もはや前貸金を返済するための手段を持っていなかつた。実際、収穫期ごろの信用貸しの必要性の大きなことは、明らかに税の徴収時期であることと関係しているように思われた。すなわち農民たちは地税の支払いの後にやっと生産物を販売する許可を与えられたのである⁸⁶⁾。農民たちが収穫以前にすでに税を支払わねばならなかつたということの示唆さえある。現金不足が支配的になりつつあったのでバヤーナ藍を現金で買わずに香辛料でバーター取引しようとした1639年の会社の試みが失敗した。すなわち「このように藍の売り手は(作物を刈り取るどころか [veel min 't gewas snijden]), その土地で播種できるためにさえ領主にその土地からの彼の取り分を支払わねばならず、そのためにはどうしても現金を持たなければならず、その支払いを香辛料で行なうことはできなかつたからである。」⁸⁷⁾ 現金不足の時期に現金を借りる可能性はむしろ閉ざされていたので、栽培者たちがその年に地税を支払うには困難があるだろうということを会社員は予測していた⁸⁸⁾。

バヤーナ藍については地税率が知られていないが、サルケージ藍の栽培者は通常収穫の半分を地税として支払った⁸⁹⁾。バヤーナ藍の地税率についてはわずかに1回だけ間接的な言及がある。すなわち、1638年にイギリス人たちが、事故で死んだ「サレマメト」という名の彼らの債務者の相続人から、200マンの藍を受け取った。加工のためと当局への納税のために、総額7,360ルピーの販売価格に対して4,000ルピー、つまり約54%をイギリ

ス人たちは支払った⁹⁰⁾。会社員がここで加工賃と地税の支払いとの間に何の区別もしていないので、我々ここでは真の地税率について、それがたしかに54%以下であったにちがいないということ以外には少しも知ることができない。しかし、地税はつねに現金で支払われるという規則には例外があった。若干の例では栽培者は現物で支払った。バヤーナの近くのバサーワルではその地方の「長官」[おそらくジャーギールダール]が、栽培された藍の一部を「彼のhassel [hāṣil, 収穫物にかかる租税]を支払うようにという口実で」差し押さえた⁹¹⁾。この長官はこのようにして獲得した藍をペルシャ商人に売った。サルケージ藍に関しては藍そのものの租税徴収も若干見られる。すなわち1644年に、グジャラート州太守のミールザー・イーサー・タルハーンMirza 'Isa Tarkhanが、自分が租税として徴収した藍葉——7,000ルピー相当——を輸送可能で販売可能な製品にまで加工させた⁹²⁾。1646年にグジャラート州太守であったアウラングゼーブもまた「藍葉のうちの彼の取り分」を加工させた⁹³⁾。

したがって、前貸金制度の継続に反対するアークラの会社員の議論はかなり説得的であった。彼らは総督と重役たちに農村レベルでの信用貸し活動の危険性を明確に認識させることに成功した。不作の後の返済不能性、信用貸し関係の長期性と解消困難性、および地税徴収者の優先権がこれらのうちで実際最も重要である。

アークラの会社員の私的な信用貸し活動が暴露された後、VOCはただちにまだ藍の独占実施期間中に、こげつき負債を徴収しようと試みた。一部分は問題なく藍で徴収された。しかし、その時会社は受け取った藍を32ルピー——独占商人の買入れ価格——で、独占請負人de pachterに売ることを強いられた⁹⁴⁾。こげつきの残額はなかなかはいってこなかった。なるほど1635年末に6,000ルピーを受け取った。しかし、この額を得るために、バタヴィアからの諸命令にまったく反して、「8,000ルピーほども租税hassel [hāṣil] としていつものように出費しなければならなかった。」⁹⁵⁾ 幾人かの栽培者たちに代わって地税を支払うことをとおして、これらの人々が

窮状から脱出して終局的にはVOCからの借金を返済するであろうということ期待したのである。翌年もまた未払いの負債がかろうじて徐々に返済されたにすぎない。1636年にはまだ総額18,573ルピーが未払いだったし、4年後にも18,308ルピーが未払いだった⁹⁶⁾。付録6に、1640年にまだ会社に負債のあった債務者の一覧表がある。1642年に結局未払いの負債を一般会計de algemene rekeningから抹消することがバタヴィア当局によって許可された。その際総督は「それ〔未払いの負債〕は藍の供給の際のこの金に対して与えられた果実である」とシニカルに述べた⁹⁷⁾。

未払いの負債の取り立てはたいへんゆっくりとしか進まなかった。返済義務についてのシャー・ジャハーンの勅令も何等効力を持たなかった⁹⁸⁾。より厳しい諸手段が考えられたが、しかし1640年ごろにまだ返済をすませていない約40人の負債者の拘禁は否定された——「なぜなら彼らの手元には〔金が〕ないから〔also bij haar niet is〕。」⁹⁹⁾ それにアーグラのVOC商館への1日以上拘禁はアーグラのコトワル（「保安官schout」）によって許可されなかったであろう。さらに、拘禁によってもたらされる大きな危険性——商館内での裁きを受けた結果債務者が死ぬかもしれないという危険性——が考慮された。かつてイギリス人によって商館内に拘禁されたある債務者が「絶望から」自殺し、そのことが「その寡婦たちや子供たち、孫たちを満足させるにいたるまでに」イギリス人たちに大変な労力と金を費やさせたことがあった¹⁰⁰⁾。おそらくインド人の金貸したちには可能であったようなムガル当局の組織的暴力の利用は、17世紀の西欧の一貿易会社にとっては論外であった。結局債務者にたいする暴力は会社によってわずかに偶発的にしか採用されなかったように思われる¹⁰¹⁾。

会社は最も重要な債務者たちの財産を売却することを試みたが、ここでもほとんど成功しなかった。すでに言及したミールザー・サディークの相続人たちの財産——それは「いくつかの美しい果樹園と庭、それにバヤーナ近郊の一軒の美しい家」からなっていたが——は、15,000ルピーの負債を帳消しにするために換金することができなかった¹⁰²⁾。土地と財産の没収

が原則として不可能であったのか、それともVOCだけがその特殊な立場のゆえにそのことに成功しなかったのかについてもはや追求できないのが残念である。しかし、会社は負債者の何人かの藍桶を第三者に貸すことには成功した¹⁰³⁾。

幾人かのVOC社員は新規の融資を、貧窮化した農民たちから古い負債を取り立てるための唯一可能な手段とみたけれども、会社は1635年以後新規の前貸金の供与にはたいへん厳しく、返済を期待できる信用ある農民にのみ行なうよう厳しく制限していた¹⁰⁴⁾。しかし、会社による信用貸しが直ちにかつ完全に中止されたのではない。なぜなら信用貸付のあまりに突然の中止は栽培の規模に悪影響を与えるであろうということが恐れられたからである¹⁰⁵⁾。1636年に、4,000ルピーが前貸金として貸与され、その後はその額がさらに減少した。1645年以後はもう全然前貸金を供与しなかった¹⁰⁶⁾。

その当時のアングラ商館の元帳grootboekenと仕訳帳negotie journalenが保存されているという事情により、1637年に供与された前貸金が正確に知られる。6月25日にバヤーナの近くのバラムバードBarambadの藍栽培者であるミーア・サッフアリーMia Saffari——彼はそれまで融資された前貸金をほとんど常に期限を守って返済していた——に、「彼の藍の栽培のために [tot opbouwinge van zijn indigo]」1,000ルピーを貸した¹⁰⁷⁾。この播種期の前貸金の後、ちょうど藍の刈り取りの直前である8月8日と、藍を藍玉に加工する時期にあたる9月10日にそれぞれ1,000ルピーが貸与された。決して豊作ではなかったが、ミーア・サッフアリーは12月31日に現金3,000ルピーを返済できたし、そして正確に1カ月後に契約どおり利子168ルピーを支払った¹⁰⁸⁾。1637年末に会社の債務者3人が会社に接触してきた。第1に、その時VOCにまだ総額8,000ルピーの負債のあるミールザー・サディークの相続人たち、次いで負債額648ルピーのバヤーナの「セーク・ファッソー Seech Fassouw」(または「ミーア・ファッソー Mia Fassouw」)、そして負債額318ルピーのヒンダウンのバグワーン・アンフューニBhag-

wan Amfiuni。VOCは3人のうちであきらかに最も信用ある「セーク・ファッソー」に対してのみ前貸金を貸す契約をした。播種の資金を貸与する時期はすでに過ぎていた。それゆえ彼には信用貸しへの需要が再度大きくなる収穫期に444ルピーが貸与された¹⁰⁹⁾。「セーク・ファッソー」がミア・サッフアリーと較べて信用が薄いことを特徴的に示すのは、VOCが前者との間に、もし彼が融資を受けた後4カ月以内に返済しなければ、VOCが彼の家を売却できるということが規定された契約を結んでいることである。しかし、「セーク・ファッソー」は期限内の1638年1月29日に前貸金と35ルピーの利子を返済した¹¹⁰⁾。

この節の最後に前貸金制度に関連してどうしても頭をもたげてくる論理的な疑問にはいろいろ。すなわちこの制度の継続に関する会社員の否定的な報告と個々の会社員が1635年以前に自由意志から、そしてそう見えるのだが、大いに積極的に前貸金の貸付に従事していたというデータとがいかにかに調和するのであろうか。なぜペルサールトはそのような制度を導入（あるいはよりありうることには継承）したのであろうか。そしてなぜ彼の後継者たちは彼らにとって有利なものではなかったのに未払いの負債を引き継いだのであろうか。あるいは私貿易よりはそれでも利益があったのか。自明のことながら当事者たちはこの問題について語っていないが、この問題について1つの推察をすることはおそらく可能であろう。まず最初に、1632年から1637年の間に経済的環境が悪化し、そしておそらく租税の圧力の上昇のために前貸金を回収する機会が減少したということはあることであろう。この解釈と抵触する1つの議論は、我々がみたように、1636年と1637年には先買権者たちや何人かのペルシア商人が栽培者にかなり多額の前貸金を供与したということである。この時期のこれらの農村信用貸し活動の際の利益の減少についての言及は少しもみられないように思われる（藍の需要が大いに減退した1642年以降については当然異なっている）。私の考えではもっと何か別の事情があったように思われる。

会社員たちの取引方法がインド人金貸しのそれと大変よく似ていること

は確実である。おそらく会社員たちはすでに存在していた前貸金制度を継承したのであろう。一般にインド人のバニヤン、マハージャン、シュロフたちが顧客たちとの間に長期的かつ停止困難な関係を発達させていたといえることができる。19世紀の農村金融業者についての記述の中でフィットコム(E. Whitcombe)が述べているように、「債権者の活動原則は元金とその使用に対する付加料金chargesとしての利子とを回収することではなくて、貸与した現金や商品に対する高率の使用料から恒常的な収入源を確保することであった。無期限に払い続けなければならないように重い使用料を課するという手段によって債務者を従属状態に保っておくことが彼の利益であった。……これらの利点とひきかえに債権者たちは危険を冒さねばならなかった。すなわち不作によるひどい負債、しばしば返済しないで逃亡するかも知れない貧窮化したあるいは反抗的な負債者たち。」¹¹¹¹17世紀の金貸したちが19世紀の同業者たちと基本的に異なった方法で活動したのでないとするれば、栽培者たちに前貸金を供与した人たちの目的はできるだけ恒常的な利子支払いを実現することであつたろう。融資金の「流通速度」は、それほど速くなくてもよかった。というのは、それは継続的な利子支払いの流れと対照的で、金貸しは——そこがおそらく最も本質的な点であるが——将来における恒常的な支払いを保証されていたからである。利子支払いの恒常的な流れの実現は会社員にとっても最も重要な目的であつた可能性がある。アーグラの商館の金庫の現金の使用あるいは借りた資金で彼らは農村レヴェルでの信用貸し活動の危険性を妥当な範囲内に限定することに成功した。独占実施の時期に利子支払いの継続性に対する疑問が生じた時になってようやく危険性が過度に大きくなったのである。

重役たちと総督にとって、実際には決して完済されず、かつ藍生産の一定部分の恒常的な確保——それが彼らの唯一の関心事であつた——を少しも保証しないこの前貸金は、めったに脱出できない始末におえない沼地を想起させる恐怖であつた。この場合、会社員はいわば会社の大きな信用性によってその内に吸い込まれたのである。しかし「公的」な会社が、おそ

らく最終的には藍作地帯において土地権益を獲得するような地位に自らを導くであろうような道へと進んでいくことはなかったであろう（そしてそうはできなかったであろう）。農村レベルでの恒常的な関与の危険性を大いにともなった前貸金の供与はVOCによって奨励されず、その結果、融資という手段によるインドの農村社会への興味深い浸透の仕方には数年間で終止符が打たれたのである。

農村レベルでの投資のための長期的信用貸しと資金不足の年や季節的資金不足をしのぐための短期的信用貸しは各農村社会において本質的に重要なものである。インドの状況においては、それに加えて別の要因があった。そこでは栽培者たちは納入期限——バヤーナ藍の場合には収穫物が売られる前——厳守を求める租税制度と関わらねばならなかった。そのような状況下では栽培者たちは信用貸しと関わりを持たないでは一般に少しも藍を栽培できなかったであろう。（特に藍にたいする需要が最大であった時期に関する）諸事例から、大規模な信用貸しが存在したことがわかる。バヤーナ周辺の栽培者たちに対してはじめはとくに諸会社が、そして後にはペルシャ人やアルメニア人の商人や先買権者たちが数万、いやおそらくは数十万ルピーを前貸金として供与した。ここで顕著なことは、藍に対する国際的なそして強大な購買力を伴った需要があるというこの状況下では、融資を受ける側の立場は不利なものではなかったということである。債権者は先買権のみをもっていた。そしてその際も当時の市場価格に従ってのみであった。もしこの人たちが買入れを欲しなければ、債務者は他の人に販売する権利を契約上もっていた。さらに利子——信用性の高い会社の場合の年12%に対して年18%——が過重であるとみなす必要はない。したがって、当時信用貸しを受ける側が貪欲な金貸しの「犠牲者」であったように描かれることがあってはならない。債務者と債権者の関係はむしろ相互依存と性格づけられるものであった。例証は少ないけれども借り手の地位がその後数十年の間においておそらく悪化したであろうということが出来る。この点についてのひとつの証拠は利子率が24~48%にまで上昇し

たということである。

我々はVOC資料よりこの国際市場向け物産の生産に際して信用貸しが大変重要な役割をはたしたという印象を受けるのである。食料栽培者に対してもムガル朝当局よりタカーヴィー資金という形で信用貸しがなされたが、しかし藍がまさに国際市場における感度のよさ〔de gerichtheid〕のゆえに例外的な位置を占めていると思われるのであり、したがって、ムガル朝インドにおける他の土地生産物の場合にも同程度の浸透度を予測することはできない。しかし藍がいくらか非典型的なものであるとしても、この前近代経済における信用貸しの程度がおどろくほど大きなものであったという事実にはかわりがない。この信用貸しと生産の関係の像をヘレインセンが注目すべき形でスケッチした。彼はいかに「全ての先買権者が藍を製造し販売する人たちと同様に、その融資に必要な資金を有利子で借りるか、そしていかにその資金の提供者たち自身が藍の製造と販売の際に常にその場で見いだされるか——彼らの投資した資金がこの製造者たちによって帳消しにされずに、藍が売られるやいなや彼らの資金（彼らはその所有者であるが）を受け取るために——」を書いている¹¹²⁾。不作——したがって債務者の返済不能——の危険性にもかかわらず、また当局の介入の危険性にもかかわらず、藍に対する国際的需要が大きかった時期には、藍栽培者への前貸金の供与は多くの人たちにとって魅力的な投資であったに違いない。

4. 6 ムガル朝による統制と搾取

これまでのページで、1633年—1635年におけるシャー・ジャハーン帝の藍の独占について何回か言及した。そして独占者が暴力を行使して藍を徴収したことの結果、1634年に栽培者たちが藍の作付面積を縮小させたことも我々は見えてきた。しかし1633年—1635年の独占をアークラの南西の農業経済における当局による介入の孤立した例とみなすことは不当であろう。

西欧での需要増によって経験した藍の価格上昇と平行して、1630年頃からムガル政府またはその法認の下に活動する個人による、栽培を統制し農業余剰のより大きな部分を専有しようとするためのむしろ継続的な試みがみられた。この当時栽培者に対する地稅・通関稅tollen・搾取の上昇による圧力は恒常的に増大した。需要が特大であった1630年—1642年の時期には、収入のうちの次第に増大する部分を栽培者たちは何とか支払えたが、しかし1642年以後の価格下落の時期にはそれは不可能となり、その不可避的な結末が租稅負担のより低い食料作物の栽培への大規模な移行であった。

栽培者たちへのこの圧力の増大を描写しようとする時には、シャー・ジャハーンの藍の独占、すなわち栽培者たちから全てのバヤーナ藍を、そして後にはサルケージ藍をも、独占的に買付け、そして恣意的に販売する権利がシャー・ジャハーンによって請負に出された2年間から始めるのが最もよい。それは少しの疑いもなく、栽培を統制し、藍の取引からより多くの収入を引き出すためのムガル当局による最も大規模かつ経費を要する試みである。その活動は利潤より出費の方が多いのではないかと自問できるほど大規模なものであった。しかしこの独占にムガル朝当局はもうひとつ別の目的を込めていたように思われる——すなわち農村レベルでの信用貸しを奪取することを。商人たち、とくに諸会社がまさに帝国のど真ん中のこの地域に、ムガル朝当局が介入しなければならないほど深く、信用貸しの手段によって進出していたのである。ここで私はこの仮説の蓋然性を証明するべく試みてみよう。

イギリスやオランダの史料によれば、スーラトのムタッサディーであったミール・ムサーMir Musaが独占に端緒を与えたのである。価格の上昇にもかかわらず減少しない諸会社の藍需要が1633年に藍取引を独占するようにとのミール・ムサーからシャー・ジャハーンへの報告を生み出した。その際スーラトのイギリス商館長ジョセフ・ホプキンソンがおかしな役割を果たしたようである。すなわち彼によれば、ヨーロッパで無限の需要があるとされる藍の独占という手段によってムガル朝当局が大利益を得

ることができるだろうということを経営者がそのムタサッディーを通じて指摘したのである。この場合、香料と生糸に対するベルシャ王の独占がモデルとして役立つ¹¹³⁾。別のあるイギリス史料によれば、イギリス人が買付けを禁止されるという条件でなら、インドで生産される全ての藍を買取することをVOCがムタサッディーとの間で合意したであろうという。これを聞いた時、シャー・ジャハーンはその取引を自分の手の内に収めることを決心したのであろう¹¹⁴⁾。

独占の詳細について全ての史料が一致しているわけではない。バヤーナ藍の購入と販売の独占権が「第一級のバニヤ商人」であり、アークラのヒンドゥー教徒であるマノーハル・ダース・ダンダーManohar Das Dandaに請負に出された¹¹⁵⁾。別のある史料によればこのマノーハル・ダース・ダンダーは詳細不明の一請負人の単なる保証人として行動しただけである。この独占が商人たちの連合体に対して請負に出されたことはありうるように思われる。経済的な条件に関しても一致しない。ある史料によれば、請負人de pachterは、3年間の契約期間の終わりに、110万ルピーをシャー・ジャハーンに対して支払う義務があったという。実際にはこの額のうち、50万は国庫からの融資の返済であった。しかし独占は30万ルピーあるいは40万ルピーで請負われ、それは2年間だけであったと別の会社員たちはそれぞれ記述している¹¹⁶⁾。その事業が予想されたほど利益のあるものでないことが判明してきた時に、独占の請負期間が3年から2年に短縮された可能性は十分ある。請負人が栽培者たちに支払った価格については諸資料が一致している。栽培者たちは1マン=50ポンド当たり32ルピーという固定した価格で販売することを強いられた。請負人はこの藍を61ルピーという価格で市場に出した。

この独占価格が知られた後、イギリスとオランダの東インド会社は1633年11月に1つの協定を結んだ。その中では42ルピー（乾燥した藍の場合）と38ルピー（湿った藍の場合）以上では決して藍を買わない事が合意されていた¹¹⁷⁾。両会社によって宣言されたこのボイコットは1年目は完全な失

敗であった。アーグラのVOC社員のサロモン・フルクネッヒトが——彼自身が言っているのだが、締約された協定を無視して——1マン当たり61ルピーという法外な価格で30万ポンドのバヤーナ藍を請負人から買ったのである。そのうちから3分の1をアーグラのイギリス社員が買った。この2人の会社員はあわせて藍の総収穫量の約60%を買ったことになり、独占の初年度に請負人はおそらく黒字であったろう。フルクネッヒトによるこの事後説明不能な買入れは、彼によれば、彼がスーラトから与えられたあいまいな指示の結果であった。買付けボイコットが実行される以前にアーグラで有利な取引が成立しうるのであろうということがスーラトで期待された。もしそれが成功したときは、スーライのVOCの長官はその名誉を手に入れるであろうし、もしそれが失敗したときには、実際にも起こったように、アーグラの社員の「名うての失敗」を糾弾できるであろう¹¹⁸⁾。フルクネッヒトの前貸金活動に照らせば、この貸付に対しておそらく別の説明も可能であろう。独占以前に彼は大規模な前貸金を供与していた。そして栽培者たちに栽培を継続させることが彼には何よりも重要であった。諸会社による買付けボイコットは確かにそのことには貢献しないだろう。それゆえ——上司の明らかな禁止にもかかわらず——彼はやはり買付けた。フルクネッヒトが彼の前貸金制度を継続することができるように、VOCはこの理由からおそらく独占価格を支払ったのである¹¹⁹⁾。

したがって両会社の買付けボイコットの第1年目はこのほか不成功であったが、第2年目には両会社は1ポンドの藍も買わなかった。その年に船積みした少量の藍は前年の残りであった。会社は贈り物という手段で、そしてそれが無益とわかった時には脅迫を用いて、スーラトのムタサッディーとグジャラート州太守バーカル・ハーンBaqar Khanが独占の廃止のために宮廷に対する彼らの影響力を行使してくれるよう、試みた。圧力をかけるために、VOCはスーラトの港を封鎖してムガル朝インドにおける各商館を閉鎖してしまうと脅迫した。また会社はこの脅迫を部分的に実行した——アフマダーバード、ブローチ、パローダの商館が一時的に閉鎖

された。その際、このことのほかに飢饉後のグジャラートの経済状態の悪化と節約を願う総督の意向もまた重要な役割をはたした。ボイコットと脅迫が成功したように思われる——実際、藍の輸出の減退により自らの関税収入が減少したとき、ミール・ムーサーは宮廷に対する自分の影響力を行使した。彼はさらに独占がこれ以上継続される時にはスーラトの長官職から解任してくれるようシャー・ジャハーンに請願した¹²⁰⁾。

1マン当たり32ルピーという請負人に対する藍栽培者たちの強制販売価格はそれ自体不当なものではないと会社員たちが指摘している。しかし実際には栽培者たちは32ルピーよりはるかに少ない額しか受け取らなかった。すなわち請負人は独占の間先買権者や商人による前貸金供与権を奪い、収穫後債務者の藍を暴力的手段によって徴収し、その際彼は「その数ヵ月間の前貸し額を100%差し引いた [cent percento voor 't verschootene 's maents afcortt] ので、貧しい農民たちから奪った藍は彼にとっては20ルピー以下の価格にしかならなかった。」¹²¹⁾ そのうえ栽培者たちへの信用貸付額が減少したように思われる。そしてそれ以前より契約条件が改悪されたようである。フルクネット (彼は、もちろん公平な観察者ではないが) によれば、請負人は十分な前貸金を栽培者たちに供与できなかったという。「さもなければ生産が失敗しはしなかったであろう。」¹²²⁾ あまり前貸金制度にまきこまれていなかったある会社員は次のように述べている。独占導入後の最初の数年間は少ししかあるいは全く藍が栽培されないだろう——「毎年播種のために彼らに資金を供与してきた我々両国民を失わねばならないのだからおさら。そして彼らがこのように我々とイギリス人の資金で土地に播種しているからには、我々が当地からいなくなれば、彼らは良き時代と同じ生活を決して回復できないであろう。」¹²³⁾ それゆえ独占の時期に藍の栽培に必要な信用の供与能力はかなり減退したのである。

請負人の暴力について宮廷に訴えようとした栽培者たちの試みは失敗した——彼らは謁見が許されなかったのである。請負人の保有する兵士たちが収穫された藍を暴力的に徴収したことの結果、および彼らの藍の対して

つけられた低価格のゆえに、多数の農民が自らの土地を放棄し、あるいは食料作物の栽培に移行した¹²⁴⁾。イギリスの会社員の1人が述べているように、(藍の独占は)「それを製造した全ての人々の背骨を折った。そして彼らが以前に藍の利潤だけで建設した彼らの堂々とした建物以外に何も見るべきものを彼らに残さなかった。」¹²⁵⁾

1635年に請負人とのシャー・ジャハーンとの契約は終了した。請負人が自分の経済的義務を完遂できたようにはみえない。そしてその契約は更新されなかった。1635年にマノーハル・ダースは自分の請負残額の一部を藍で支払った。1637年に彼はまだ10万ルピーの債務を負っていた¹²⁶⁾。藍の独占は、それは実際誰にも少しの利益も与えなかったと思われるのだが、終わった。数ある説明の中で、モアランド(W. H. Moreland)によって与えられたそれ——この独占はムガル当局者の際限ない搾取行為の一典型である——は私の思いを満足させてくれない¹²⁷⁾。すなわち栽培者たちの得た利益のより大きな部分を専有しようとするだけのために当局が独占のような大規模な装置——そのためには大変な規模の投資が必要とされた(請負人への50万ルピーの融資や藍の徴収のための兵士の保有など)——を用いるということはあるそうにないことである。ハビーブによれば、藍のような換金作物の租税徴収はザプト制度にもとづいて行われた——その制度では諸ダストゥール(先行諸年の価格のリスト)にもとづいて収穫物の価値と租税額が定められたのである¹²⁸⁾。我々がすでにみたように、収穫物が売られる以前に、そしておそらく収穫以前にさえ、租税徴収がなされた。実際の市場価格の傾向に応じてダストゥールを——おそらく2、3年間隔で——見直すことはたしかに可能であったし、あまり経費をかけないでより多くの収入を当局者に保障した。さらに、すでに示されたように、当局者にとって租税を現物で徴収しその後で自ら販売すること——そのことによって価格設定の課題を回避すること——も可能であった。それゆえ農業剰余のより大きな部分を収取することとならんで、藍栽培者をよりよく統制しようという願望が独占を導入するためのムガル当局の1つの重要な考慮であっ

たという結論は妥当なように思われる。ムガル朝のこの独占は、自らの統制から大きく逸脱していつているこの部門の農業の拡大に対する支配権獲得のための暫定的な方法であるとみなすことができるであろう。17世紀の20年代の末に始まった買付けブームの時期に現金と信用貸付が注入された。その際、イギリスと、とくにオランダの会社員たちが彼らの大きな信用力によって支配的な役割を果たした。1633年頃に西欧人の信用の浸透力がたいへん大きかったので、会社員たちは——おそらく彼らの意図に反して——土地権益を獲得するかあるいは藍取引を独占する地点に立っていたと考えることができよう。この点に関連してイギリスの史料もオランダのそれもアングラの会社員が彼らに債務を負っている栽培者たちの代わりにハースイル〔地税〕を支払っていると声明していることは重要である¹²⁹⁾。帝国のまさに中央に隣接する地域での会社員たちによる既得権益の獲得はムガル朝には耐えられないことであった。この地域での信用貸しを引き継ぐことによって、ムガル皇帝は同時に2つの目的を達成するであろう。すなわち信用供与の分野で諸会社の役割を演じるであろうし、また藍作地帯にたいする統制が増大するであろう——その結果としての国庫収入の増大を伴って。

この意図はまず最初に2つの事情により失敗したように思われる。第1に、請負人が十分な規模の前貸金を供与できなかったし、第2に諸会社のボイコットの影響で藍に対する需要が大いに減退したからである。しかしムガル朝が予測できなかった独占の1つの結果は、フルクネヒットの信用貸し活動が彼の上司によって知られたこと、そして社員たちの前貸金制度を継承することに会社が大変慎重になったことである。さらに1642年以後にはヨーロッパにおける販売能力の減少により藍に対する関心がひどく減退した。その時に前貸金供与は完全に停止された。

独占の理由についての疑問に対する決定的な解答は証拠不十分なため即座に与えることができないが、1つの可能な説明は2つの事態の発展に対するムガル朝の反応であるということであろう。第1に、急速に拡大した

藍栽培——そこでは大きな利益が得られた（栽培者たちの「堂々とした建物」）——にたいする統制の弱化。しかし特別の課税や強制徴収、ダストゥール価格の見直しにより藍栽培者からより多額の収取を行なうことは原則として可能であり、そして租税収取分と市場価格との格差はそれ自体まだ大規模かつ経費のかさむ独占を正当化する程ではない。第2の発展の方がおそらくより重要であったろう。すなわち信用貸し的手段によって農業社会に浸透した会社員たちによる土地権益獲得の可能性。独占はこれらの発展を統制する1つの試みであった。

より重い租税と強制徴収という「通常の」手段によって利潤のより多くの部分を収奪しようとするムガル朝当局の試みは恒常的にみられた。1629年にアーサフ・ハーンが、生産されたバヤーナ藍を独占的に買い上げる権限を獲得しようとした——「それからそれを誰かに自分の満足の行くようにだまして売るために。」¹³⁰⁾その後それについてはもはやそれ以上聞かれないから、おそらくそれは計画倒れに終わったのであろう。1637年-1639年の時期に同じアーサフ・ハーンが——彼はその時バヤーナのジャーギールダールであった——市場価格以下の価格で自己のジャーギール内の藍を13万~14万ルピー分購入した。彼が何を計画していたのかアークラの会社員は知らなかった。彼はその藍を一時手もとに保有していた。別の2人のムガル朝官僚、すなわちそれぞれバサーワルとヒンダウンのジャーギールダールであったサイフ・ハーンとジャファル・ハーンが1639年に6万~7万ルピーを藍に投資し、それを後にペルシャ人、アルメニア人、インド人の商人たちに売った。これら3人のジャーギールダールによる買付けは1マン=53ポンド当たり2~3ルピーの全体的価格上昇の効果を及ぼした¹³¹⁾。この先買権の専有ということに対して会社員たちが適用した用語はドワイdowaij（おそらくda'wā (A.), 要求, 権利）であった¹³²⁾。

「通関税thollen〔雑税?〕と王の取分」の徴税請負人であって同時にアークラのE I C〔イギリス東インド会社〕の仲買人であったカロリーのバ

グワーン（商業的機能と農業的機能の融合の一例！）が、1638年と1640年、1643年に藍価格を騰貴させようとした。供給不足によって価格が騰貴するだろう、そうすれば彼がより多額の租税を徴収できるだろうという期待から、「栽培者たちが重い利子付きで借金の契約をしていることを少しも考慮しないで」彼は農民たちに収穫後一定期間販売を禁止した。「全体としてこれは王の収入を増大させたり、彼の臣民たちに栽培を奨励したりする方法ではない。」¹³³⁾

地稅、賦課、通關稅の壓力の増大は1642年以後の栽培規模に影響を与えた。1642年12月に、ヨーロッパからの需要の減少により、市場価格が過去12年間で最低の1マン当たりわずか30ルピーとなった。バヤーナ、ヒンダウン、およびその周辺の村むら——そこには一般にいくらか余裕のある富裕な栽培者たちが住んでいたのだが——では、1643年にもなおそれ以前の年と同規模の量の藍が播種されたが、カーヌア、バサーワル、トダ・ビームなどの諸パルガナ〔郡〕——「そこには最も貧しい栽培者たちが住んでいた」——では、藍の作付面積が減少し、1644年には栽培自体が完全に中止された¹³⁴⁾。純益をあげるためには、栽培者は最低1マン=53ポンド当たり32~34ルピーを受け取る必要があった。しかし1642年には30ルピーで売らねばならなかった。この点について伝えている会社員は1630年以前の時期の価格は全般に1マン当たり30ルピー以下であったことを認めているが、しかし「土地と藍が大変な重荷を課せられているので、当時28ルピーで売っても利潤を得た人でも、今日では32ルピーで売れば損害を被るであろう。」¹³⁵⁾栽培者たちの信用能力の低下は、彼らが前貸金にたいして払わなければならない利子の率に影響を与えた。それは月1.5%から2%さらに4%にさえ上昇した。1645年にはまだ畑に植わっている藍のほとんどが債権者への抵当に入っていた¹³⁶⁾。そこでアークラのVOC駐在員が、農民たちの藍に対してより高い価格を支払い、それによって彼らをしてより大量の藍を栽培するように動機づけるよう、1つの訴え——ムガル朝インドに関する会社の文書のなかではユニークな——を行なった。当然のことな

グジャラートとヒンドゥスターンにおけるオランダ東インド会社

がら、その提案は総督によって拒否された¹³⁷⁾。藍市場のブームは明らかに過ぎ去ったのである。

結論として、17世紀の20年代末から藍取引の過剰な発展によって藍作地帯に1つの危機が生じたと我々は言うことができる。会社員たちは彼らの大きな信用能力によってその〔取引構造の〕内側に吸い込まれて、その地域の重要な債権者にまでなった。まさにこの独占形成の脅威と農村の既得権益の獲得とがムガル朝をして介入することと独占という手段によって信用貸し行為を継承することとを余儀なくさせたと考えることができる。しかしながらその信用貸しの能力と程度はむしろ期待はずれのものであった。栽培者たちは藍の作付面積を縮小することでこれに反発し、これは諸会社による買付けボイコットと連動して請負人の大失敗という結果をもたらした。しかし、オランダ人の側での信用手段による農業面への浸透については、会社がそのような極端な介入を承認しなかったから、この後もはや語られなくなった。藍市場が頂点を過ぎた時期には、実際、前貸金を投資することを通しての藍の栽培に対する関心は全体として小さくなった。会社員たちが前貸金を供与した時期には、信用能力ある商人たちは投資ができたように思われる。しかしそれらの投資は、会社とムガル朝当局の介入によって、農村部での恒常的な既得権益にまでは成長しなかったのである。

〔第4章 完〕

付録6. 1640年における藍栽培者の会社に対する負債

氏名	居住地	負債発生日	1640年の負債額(ルピー)
Alijchan (Ali Khan)	Hindaun	15-4-1632 690ルピー 19-10-1632 500ルピー	1,190
Abdulmalij (Abdul Mali)	Bhasawar	?	92.3
Abdulcadous (Abdul Qadir ?)	Bhasawar	?	62.25
Abdulassijs (Abdul Aziz)	Bayana	20-7-1634	90.5
Assijs Aga (Aziz Agha)	Bhasawar	20-12-1634	27
Assijschan (Aziz Khan)	?	?	20
Baguaen Amphioenij (Bhagwan Amfiuni)	Bayana	16-2-1636	318
Cadouw (?)	?	?	238
Chyadibeeq (Ziada Beg)	Bayana	?	536.75
Chyaberra (?)	"Farsouw"	25-11-1629 16-8-1630	284
Casay Sey (Qazi Said ?)	Khanua	?	15
Casay Sey & Aboetaleb (Qazi Said ? と Abu Talib)	Bhasawar	?	510
Fasouw (?)	Bayana	?	496.45
Fettamameth (Fateh Mahmud)	Nadbai	?	60
Fettula & Tolsij (Fathulla と Tulsij)	Wer	?	25
Gassij (Qazi ?)	Khanua	?	276
Godia Saffar (Khawaja Safar)	?	?	630
Geddader Beecq (? Beg)	?	?	30
Hossen Memeth (Husain Mahmud)	Bhasawar	?	84
Jeleel (Jalal)	Bhasawar	22-11-1635	100
Jemael & Moraet (Jamal と Murad)	Bhasawar	?	91.5
Khemouw (Hemu ?)	Khanua	?	42
Mirsia Sadock (Mirza Sadiq)	Bayana	?	8,506
Melckbeeck (Malik Beg)	?	?	1,669
Machtadel (?)	Bayana	?	50.25
Molla Masijt (Mullah Majid)	Bhasawar	?	35
Mija Manouwer (Mia Manohar)	Bhasawar	?	238
Noerela (Nurullah)	Bhasawar	?	19
Pollaet (?)	Barauli	?	509
Seech Cottob (Sheikh Qutb)	Bhasawar	?	978.25
Seechan & soonen (Sheikh Khan)	Mahalpur Kachi	12-3-1632	550
Seech Neeserulla (Sheikh Nasirullah)	Bayana	?	307
Serijff (Sharif)	Bhasawar	?	95
Seech Pier (Sheikh Pir)	Bhasawar	?	38.8
Seech Aboutaleb (Sheikh Abu Talib)	?	?	55
Seech Ameth (Sheikh Ahmad)	Bhasawar	?	104
合計			18,373.05

出典 Coll. Geleynsen no. 125, Notitie van d' uitstaande schulden etc., 1636-1640.

原注

第4章 バヤーナ藍

- 1) W. H. Moreland, *From Akbar to Aurangzeb*, pp. 107-109; K. N. Chaudhuri, *The English East India Company*, p. 175; J. N. Sarkar, *Studies in Economic Life*, pp. 129-131; F. Pelsaert, *Kroniek en Remonstrantie*, p. 263.
- 2) W. H. Moreland, *From Akber to Aurangzeb*, pp. 113, 116 ;H. Furber, *Rival Empires of Trade*, p. 259; G. Watt, *A Dictionary of Economic Products, IV*, p. 393; K. N. Chaudhuri, *The Trading World of Asia*, pp. 330-333. 19世紀の藍栽培については特にA. Siddiqi, *Agrarian Change*, pp.141-153を見よ。
- 3) 藍栽培地帯の村名については, F. Pelsaert, *Kroniek en Remonstrantie*, pp. 259, 260; Hiromu Nagashima, *Indigo Production and Circulation in North India*, pp. 35 (531), 36 (532), 38 (534), 39 (535)を見よ。
- 4) F. Pelsaert, *Kroniek en Remonstrantie*, pp. 260, 261.
- 5) インドの藍作地帯のより完全な列举については, I.Habib, *The Agrarian System*, p.42; J. N. Sarkar, *Studies in Economic Life*, pp.138-147を見よ。さらに次を見よ: W. H. Moreland, *From Akber to Aurangzeb*, p.109; T. Raychaudhuri, *Jan Company in Coromandel*, pp.162, 163; W. Geleynssen, *Remonstrantie*, p.26; *Pieter van den Broecke in Azië II*, pp.380, 381; *Dagregister Batavia, 1637*, p.102, 14-3-1637.
- 6) VOC 857, P. 524, H. Brouwer en Raden aan B. Pietersen, Batavia, 30-8-1635; VOC 1111, f.440v., H. Brouwer aan J. v. d. Graaff, Batavia, 15-8-1634; *Generale Missiven, I*, pp.516, 522, 4-1-1636; *Generale Missiven, II*, p.119, 30-11-1640 および p.173, 12-12-1642.
- 7) N. W. Posthumus, *Nederlandsche Prijsgechiedenis, I*, p. 418; H. Furber, *Rival Empires of Trade*, p. 259.
- 8) F. Pelsaert, *Kroniek en Remonstrantie*, pp. 255-257; P. Mundy, *Travels, II*, pp. 222, 223; VOC 1268, f. 1291v., Memorie door A. Hartman voor A. Boogaard, Surat, 31-4-1668; W. Schouten, *Oost-Indische Vovagie*, p. 120; J. B. Tavernier, *Travels, II*, pp. 7, 8; J. A. de Mandelslo, *Journal*, pp. 154, 155; G. Watt, *A Dictionary of Economic Products, IV*, pp.407, 412; J. N. Sarkar, *Studies in Economic Life*, pp. 131-136; I. Habib, *The Agrarian System*, pp. 43, 44.
- 9) F. Pelsaert, *Kroniek en Remonstrantie*, p. 250.
- 10) F. Pelsaert, *Kroniek en Remonstrantie*, pp. 255, 258, 259; G. Watt, *A Dictionary of Economic Products, IV*, p. 418; J. N. Sarkar, *Studies in Economic Life*, pp. 137, 138.
- 11) ベルサールトに依拠しながら、ハビーブはバヤーナ藍は灌漑されたと考えている。この説は当たらないように私には思われる。バヤーナ周辺地域の井戸は、ベルサールトによれば藍を浸す水槽にのみ水を供給した。ヘレインセンは、そのようなパッ

- カー井戸の一基を、「全て石としくいで、大変立派に建設されている」と記述している。I. Habib, *The Agrarian System*, p. 43; F. Pelsaert, *Kroniek en Remonstrantie*, p. 259; Coll. Geleynssen no. 75, Dagregister W. Geleynssen, 10-3-1637.
- 12) VOC 1119, p. 1930, A. Barentse aan B. Pietersen, Ahmadabad, 17-7-1636; VOC 1119, p. 1923, A. Barentse aan B. Pietersen, Ahmadabad, 21-7-1636; VOC 1250, f. 60v.; extr. A. Barentse aan P. Croock, Ahmadabad, 30-9-1643; VOC 1128, f. 195r., extr. C. Jansen Silvius aan B. Pietersen, Ahmadabad, 15-6-1637.
- 13) I. Habib, *The Agrarian System*, p. 364.
- 14) P. v. Dam, *Beschrijvinge, II, 3*, p. 79.
- 15) バヤーナ藍の場合は、ここに記述したいわゆる「湿葉法」〔緑式〕のみが採用された。サルケージ藍は、「湿葉法」と「干葉法」〔干式〕の両方によって製造された。I. Habib, *The Agrarian System*, pp. 363, 364; G. Watt, *A Dictionary of Economic Products*, IV, pp. 428-437; F. Pelsaert, *Kroniek en Remonstrantie*, pp. 255, 256; Coll. Geleynssen no. 97a, Instructie door W. Geleynssen aan C. Weylandt, 5-2-1640; VOC 1117, f. 498v., Korte beschrijving van de handel door J. v. d. Graaff, 28-12-1634; VOC 1127, f. 109v., W. Geleynssen aan A. v. Diemen, Agra, 12-3-1638; Coll. Geleynssen no. 97a, Los stuk, na W. Geleynssen aan B. Pietersen, Agra, 22-10-1638.
- 16) F. Pelsaert, *Kroniek en Remonstrantie*, pp. 262, 263; VOC 1103, f. 225v., J. v. Hasel aan Bewindhebbers, Surat, 12-1-1631; VOC 1100, f. 165r., H. A. Vapoer aan J. v. Hasel, Surat, 27-11-1629; VOC 1117, f. 521v. Vertoon van de lijwaten door J. Pietersen, Surat, 15-4-1635; VOC 1121, ongef. 1614v., B. Pietersen aan A. v. Diemen, a. b. v. "Middelburg", 8-4-1637; J. A. de Mandelslo, *Journal*, p. 155.
- 17) 「これらの労働者は、毎日彼らの労働に対して藍で支払われた——ある者たちは1セル、ある者たちは $\frac{1}{2}$ セル、またある者たちは $\frac{3}{4}$ セルを。」(VOC 1128, f. 186v., extr. W. Geleynssen aan B. Pietersen, Agra, 10-9-1637)。それが湿った藍玉で支払われたので、貨金をルピーに換算することは困難である。9月の価格は1マン当たり37~38ルピーであった。だからこれらの日雇労働者は1日当たり約0.46~0.95ルピーを稼いだかもしれない。しかしこの推定値はおそらく過大であろう。未熟練労働者はアグラでこの当時一般に1ヵ月2~3ルピー以上稼いでいなかった(第8表〔未訳出〕を見よ)。しかし日雇労働者は現金でも支払われた。1661年に、(原書の) 116ページに述べられているように、藍栽培衰退化の理由の1つとしてパイサ貨が高値であることが挙げられた。栽培者たちは自分の労働者に支払うために、引き続き減価するルピー貨をパイサ貨に交換しなければならなかった。VOC 1128, f. 179r., extr. W. Geleynssen aan B. Pietersen, Agra, 29-6-1637; VOC 1234, f. 115r., L. Winninx e. a aan Bewindhebbers, Surat, 17-12-1661.
- 18) I. Habib, *The Agrarian System*, p. 59. サルケージで栽培された藍は一部分はその農

グジャラートとヒンドゥスターンにおけるオランダ東インド会社

民たち [boeren] によって製造されたが、大部分は藍葉を“boulieden” (すなわち藍を製造する人たち [字義は農民]) に売った。これらの“boulieden”は商人に売った。サルケージ藍の栽培法についての詳細な記述については、P. v. Dam, *Beschrijvinge*, II, 3, pp. 73-93およびA. Das Gupta, *Indian Merchants*, pp. 58-62を見よ。藍玉の製造は大変不衛生なものとなされた。J. B. Tavernier, *Travels*, II, p. 9; P. v. Dam, *Beschrijvinge*, II, 3, p. 86.

- 19) P. v. Dam, *Beschrijvinge*, II, 3, pp. 73-93.
- 20) F. Pelsaert, *Kroniek en Remonstrantie*, p. 263.
- 21) Coll. Geleynssen no. 116, *Negotiejournaal Agra*, 17-3-1637.
- 22) これはハビーブによって『「富裕な商人 [rich and substantial merchants]」が自らの扱う商品を製造する農業経営者 [farmers] に転化した」と述べられているところのものとは同一ではない。本当に商人が藍に投資したのかどうかは明らかではない。ハビーブはベルサルトを誤訳している。後者は「立派で富裕な人々 [treffelijcke, welhebbende luyden]」について語っているのである。I. Habib, *Potentialities*, pp. 48, 49; F. Pelsaert, *Kroniek en Remonstrantie*, p. 263.
- 23) この地域の住民については、H. Nagashima, *Indigo Production and Circulation in North India*, p. 59 (555)を見よ。
- 24) ヒンダウンは30年代にバヤーナから「価格設定者」の役割を奪った。VOC 1119, pp. 1645, 1646, extr. A. Barentse aan B. Pietersen, Agra, 14-11-1636; VOC 1139, ff. 389v., 390r., P. Croock aan A. v. Diemen en Raden, Surat, 9-12-1641.
- 25) VOC 1150, f. 57v., extr. C. Weylandt aan P. Croock, Agra, 11-12-1643.
- 26) たとえば次を見よ。Coll. Geleynssen no. 97a, *Instructie door W. Geleynssen voor C. Weylandt*, Agra, 5-2-1640.
- 27) F. Pelsaert, *Kroniek en Remonstrantie*, p. 259.
- 28) *idem*, pp. 258, 259; VOC 1079, ongef. 193v., W. Heuten aan P. v. d. Broecke, Agra, 10-8-1623.
- 29) J. B. Coen, *Bescheiden*, VII, 2, p. 1267, P. v. d. Broecke aan J. P. Coen, Surat, 18-4-1628; VOC 1092, ongef. 371v., P. v. d. Broecke aan Bewindhebbers, a. b. v. “Dordrecht”, 16-12-1627.
- 30) VOC 1100, f. 184r., H. A. Vapoer aan J. P. Coen, a. b. v. “Tholen”, 24-4-1630.
- 31) VOC 1100, f. 154v., J. v. Hasel aan J. P. Coen, Surat, 27-10-1629; VOC 1098, f. 589v., J. v. Hasel aan Bewindhebbers, Surat, 5-1-1629; VOC 1100, J. v. Hasel aan J. Specx, Surat, 8-10-1630; VOC 1103, f. 265v., H. A. Vapoer aan J. Specx, Agra, 30-2-1631.
- 32) VOC 1117, ff. 622v., 623r., *Vertoog over de handel door S. Voerknecht*, Agra, 30-9-1634.

- 33) VOC 1119, p. 1646, extr. A. Barentse aan B. Pietersen, Agra, 14-11-1636; VOC 1119, p. 1656, B. Pietersen aan Bewindhebbers, Surat, 2-12-1636.
- 34) VOC 1128, f. 185r., extr. W. Geleynssen aan B. Pietersen, Agra, 8-8-1637; *idem*, f. 186v.; VOC 1128, f. 221r., W. Geleynssen aan Bewindhebbers, Agra, 8-11-1637. この年完全に豊作であれば125万～150万ポンドの藍が生産されうるのであろうと推定された。メワートとクルジャの藍を含めたとしてもこれはあきらかにあまりに過大な推定である。この推定は、生産されたバヤーナ藍の全てを買い上げる可能性についての総督の質問と関連してなされたものである。この推定値からいろいろな理由によって非現実的なプランを総督があきらめるようにしむけるために、〔スーラトのVOCの〕長官によって生産性が意図的に過大推定されたということはあることである。VOC 1128, p. 89, B. Pietersen aan A. v. Diemen, Surat, 7-7-1637; *Generale Missiven*, I, p. 624, 9-12-1637.
- 35) モアランドによれば、1640年は多雨のため凶作であったという。しかしVOC資料によればこの説は支持されない。W.H. Moreland, *From Akbar to Aurangzeb*, p. 113.
- 36) VOC 1150, ff. 55v., 56r., extr. C. Weylandt aan P. Croock, Agra, 12-10-1643; VOC 1151, f. 804r., extr. N. Verburch en J. Tack aan C. Weylandt, Agra, 25-11-1644; VOC 1151, f. 877v., N. Verburch en J. Tack aan P. Croock en C. Weylandt, Agra, 3-10-1644.
- 37) VOC 1149, f. 582v., C. Weylandt aan Bewindhebbers, Surat, 8-12-1644; VOC 1165, f. 301v., A. Barentse aan Raden van India, Suhali, 24-10-1646; *English Factories, 1646-1650*, p. 62, E. Knipe to President and Council, Bayana, 16-12-1646; *idem*, p. 253, President Breton etc. to Adventurers, Swally Marine, 31-1-1649; *idem*, p. 219, R. Davidge to President and Council, Bayana, 16-10-1649; VOC 1185, ff. 693r., 693v., J. v. Teylingen aan C. v. d. Lijn en Raden, Suhali, 3-10-1650; *English Factories, 1651-1654*, p. 29, President Merry etc. to Company, Swally Marine, 31-1-1651; VOC 1210, f. 711r., H. v. Gent e. a. aan J. Maetsuycker en Raden, Surat, 19-10-1655; VOC 1240, pp. 986, 987, L. Winninx e. a. aan J. Maetsuycker en Raden, Surat, 3-5-1662.
- 38) VOC 1234, ff. 114v., 115r., L. Winninx e. a. aan Bewindhebbers, Surat, 17-12-1661.
- 39) K.N. Chaudhuri, *The Trading World of Asia*, p. 334. 17世紀後半におけるサルケージとバヤーナの藍の買付けについては、*idem*, p. 523を見よ。
- 40) I. Habib, *The Agrarian System*, p. 88. モアランドはサルケージ藍に関して1609年から1663年の間に明白な価格上昇を何ら見出していない。「価格変動は記録された需要ないし供給の変化によって説明できる。そして価格の修正は少なくともある程度予測できるほど早期になされる。」W. H. Moreland, *From Akbar to Aurangzeb*, p. 164. サルケージ藍はバヤーナ藍の場合よりより大きく海外市場に向けられたからサ

ルケージ藍の価格動向は非典型的なものともみなさなければならぬとし、価格上昇という「自然な」傾向が海外からの需要の減退によって相殺されたとするハビーフの理由付けは妥当でない。反対に、サルケージ藍はバヤーナ藍よりもはるかに多くインドの消費市場向けに生産されたのである。たとえば、VOC 1094, f. 396r., Dagregister D. v. d. Lee, Surat, 18-3-1628; VOC 1137, f. 32r., extr. A. Barentse aan P. Croock, Ahmadabad, 13-10-1641を見よ。またJ. J. Brenning, *Silver in Seventeenth-Century Surat*, pp. 23, 24を見よ。

- 41) VOC 1119, pp. 1645, 1646, extr. A. Barentse aan B. Pietersen, Agra, 14-11-1636; VOC 1119, p. 1655, B. Pietersen aan Bewindhebbers, Surat, 2-12-1636; VOC 1121, ongef. 1614v., 1618r., B. Pietersen aan A. v. Diemen, a. b. v. "Middelburg", 8-4-1637; Coll. Geleynssen no. 101, W. Geleynssen aan B. Pietersen, Agra, 19-12-1637; VOC 1128, f. 172r., extr. W. Geleynssen aan B. Pietersen, Agra, 28-3-1637; VOC 1128, f. 292r., extr. W. Geleynssen aan B. Pietersen, Agra, 28-11-1638; VOC 1130, p. 1144, W. Geleynssen aan A. v. Diemen, Agra, 28-7-1638.
- 42) VOC 1139, f. 239r., P. Croock aan A. v. Diemen en Raden, Surat, 23-7-1642; VOC 1134, f. 535v., extr. C. Weylandt aan P. Croock, Agra, 25-10-1640; VOC 1139, f. 369r., P. Croock aan A. v. Diemen en Raden, Surat, 12-2-1642; *Dagregister Batavia, 1641-1642*, p. 188, januari 1642; VOC 1210, f. 776v., Dagregister Surat, 29-2-1656; F. Bernier, *Minute*, p. 15.
- 43) VOC 1100, ff. 184r., 184v., 188v., H. A. Vapoer aan J. P. Coen, a. b. v. "Tholen", 24-4-1630; VOC 1100, f. 154v., J. v. Hasel aan J. P. Coen, Surat, 27-10-1629; VOC 1103, f. 224r., J. v. Hasel aan J. Specx, Surat, 1-5-1631; VOC 1103, f. 265v., H. A. Vapoer aan J. Specx, 30-2-1631. アルメニア人の藍取引については、F. Pelsaert, *Kroniek en Remonstrantie*, pp. 262, 263; L. Khachikian, *Le registre d' un marchand arménien*, p. 238を見よ。
- 44) VOC 865, p. 294, A. v. Diemen aan P. Croock, Batavia, 16-7-1641. またVOC 1135, f. 591r., P. Croock aan A. v. Diemen, Surat, 18-4-1641; VOC 1132, ongef. 742v., B. Pietersen aan A. Westerwolt, Surat, 30-11-1639; K. N. Chaudhuri, *The English East India Company*, pp. 175, 176を見よ。
- 45) イギリス人の藍の買付けについては、K. N. Chaudhuri, *The English East India Company*, pp. 173-188およびidem, *The Trading World of Asia*, pp. 330-335を見よ。
- 46) VOC 1119, p. 1846, B. Pietersen aan C. Reniers, Surat, 24-6-1636. この嘆息にもかかわらずその年から後も、その特定の買付けが完了した後は、VOCは少量の藍を高値で買付けることによって、イギリス人向けの藍の価格を騰貴させるという方法を抑制しなかった。VOC 1121, ongef. 1615v., B. Pietersen aan A. v. Diemen, a. b. v. "Middelburg", 8-4-1637.

- 47) VOC 859, p. 154, Ph. Lucasz e. a. aan B. Pietersen, Batavia, 17-2-1637; VOC 859, p. 696, A. v. Diemen en Raden aan B. Pietersen, Batavia, 21-8-1637; VOC 1128, f.182r., extr. W. Geleynssen aan B. Pietersen, Agra, 30-7-1637; VOC 1128, p.89, B. Pietersen aan A. v. Diemen, Surat, 7-7-1637; *Generale Missiven, I*, p. 620, 9-12-1637.
- 48) VOC 1135, f. 482r., extr. C. Weylandt aan P. Croock, Agra, 20-12-1640; *English Factories, 1637-1641*, p.278.Pres. Fremlen etc. to Comp., 29-12-1640; VOC 1162, ongef. 107r., extr.N.Venburch en J. Tack aan A. Barentse, Agra, 27-6-1646; *English Factories, 1646-1650*, p. 76, Pres. Breton etc. to Comp. Swally Marine, 25-1-1647; *idem*,p. 219, R. Davidge to Pres. and Council, Bayana,16-10-1648; *idem*, p. 225, 12-12-1648. またW. H. Moreland, *From Akbar to Aurangzeb*, pp. 116, 117を見よ。
- 49) F. Pelsaert, *Kroniek en Remonstrantie*, pp. 260, 261.
- 50) Coll. Geleynssen no. 224, Factuur van goederen uit Agra verzonden, februari 1640-eind januari 1641.
- 51) VOC 1157, f.488v., A. Barentse aan A. v. Diemen, Suhali, 22-4-1645.
- 52) *Journal van Dircq van Adrichem's Hofreis*, p. 204; J. Ketelaar, *Journal*, p. 27; P. v. Dam, *Beschrijvinge, II*, 3, p. 74; *Generale Missiven, III*, p. 867, 31-1-1673; *idem*, p. 914, 31-1-1674; *Generale Missiven, IV*, p. 298, 13-2-1679; *idem*, p. 857, 30-11-1697, *idem*, p. 797, 19-1-1697. 1700年頃にバヤーナ藍の輸出が再び若干増大した。すなわち1699-1700年に約15万ポンドに、1701-1702年に18万ポンドになった。P. v. Dam, *Beschrijvinge, II*, 3, p.211.
- 53) VOC 1116, f. 65r., B. Pietersen aan Bewindhebbers, Surat, 10-1-1636; Coll. Geleynssen no. 105, A. v. Diemen aan B. Pietersen, Batavia, 25-8-1636.
- 54) VOC 864, pp. 352, 353, A. v. Diemen en Raden aan P. Croock, Batavia, 19-7-1640; Coll. Geleynssen no. 235. Prijzen van goederen in Middelburg verkocht, 28-8-1641; VOC 867, p.580, A. v. Diemen en Raden aan P. Croock, Batavia, 8-8-1643; Coll. Geleynssen no. 284, f. 25r., C. v. d. Lijn en Raden aan A. Barentse, Batavia, 8-7-1645; Coll. Geleynssen no.284, Specificatie van goederen in Amsterdam en Middelburg verkocht, oktober 1644; VOC 865, p. 294, A. v. Diemen aan P. Croock, Batavia, 16-7-1641.
- 55) K. N. Chaudhuri, *The English East India Company*, p. 180; *idem, The Trading World of Asia*, p. 332.
- 56) N. W. Posthumus, *Nederlandsche Prijsgeschiedenis, I*, pp. 415, 416.
- 57) VOC 1152, f. 408r., A. Barentse aan Bewindhebbers, Suhali, 10-1-1646; VOC 1152, f. 488v., extr. N. Verburch en J. Tack aan A. Barentse, Agra, 13-10-1645; VOC 871, p.391, C. v. d. Lijn en Raden aan A. Barentse, Batavia, 7-8-1647; VOC 865, p. 332, A. v. Diemen en Raden aan P. Croock, Batavia, 9-8-1641; *English Factories, 1646-1650*,

- p. 276, Pres. Merry etc. to Company, Swally Marine, 25-1-1650; W. H. Moreland, *From Akbar to Aurangzeb*, pp.112,113; J. N. Sarkar, *Studies in Economic Life*, pp. 174-176; K. N. Chaudhuri, *The Trading World of Asia*, pp. 331, 332; I. Habib, *The Agrarian System*, p. 73. グアテマラの藍については、R. S. Smith, *Indigo Production and Trade in Colonial Guatemala*, pp. 181-211を見よ。
- 58) H. K. Naqvi, *Urban Centres*, p. 61. イギリス人の藍輸出のデータについては、*idem*, pp.55-57をも見よ。
- 59) Coll. Geleynssen no. 174, extr. C. Weylandt aan P. Croock, Bayana, 30-11-1640.
- 60) I. Habib, *The Agrarian System*, pp. 253-255; *idem*, *Usury*, pp. 396, 397. また *Mir'at-i Ahmadi*, p. 241を見よ。
- 61) VOC 1119, p. 1839, B. Pietersen aan A. v. Diemen, Surat 23-6-1636.
- 62) Coll. Geleynssen no. 106, B. Pietersen aan W. Geleynssen, Surat, 28-8-1637.
- 63) VOC 1119, p. 1662, B. Pietersen aan Bewindhebbers, Surat, 2-12-1636.
- 64) Coll. Geleynssen no. 106, B. Pietersen aan W. Geleynssen, Surat, 28-8-1637.
- 65) VOC 1119, p. 1901, A. Barentse aan B. Pietersen, Ahmadabad, 10-6-1636.
- 66) VOC 1139, f. 255v., P. Croock aan A. v. Diemen, Surat, 21-5-1642; *Dagregister Batavia, 1641-1642*, p. 214, november 1642.
- 67) W. Geleynssen, *Remonstrantie*, p. 54. また Coll. Geleynssen no. 14, W. Geleynssen aan P. v. d. Broecke, Broach, 28-7-1626を見よ。この際税の徴収が常に何らかの形態の暴力を伴っていたということを忘れることができない。「全ての徴税活動は、ムガル朝行政の通常の日常業務においてさえ小規模な軍事遠征であった。」I. Habib, *Forms of Class Struggle*, p. 53. たとえば1628年にヘレインセンは、(ブローチの) 町の外のムガル朝の地方官が「穀物の十分の一税を農民から徴収するために自らの兵士のほとんど全てを連れていた」と書いている。Coll. Geleynssen no. 30, W. Geleynssen aan J. Smit, Broach, 31-12-1628.
- 68) F. Pelsaert, *Kroniek en Remonstrantie*, p. 261.
- 69) 1642年と1645年に利子率は月2%~4%になった。バヤーナ藍の需要の減退が栽培者たちの信用能力に否定的な影響を及ぼしたのであろう。VOC 1139, f. 287v., W. Geleynssen aan P. Croock, Bandar Abbas, 19-1-1642; VOC 1152, f. 490r., N. Verburch en J. Tack aan A. Barentse, Agra, 30-11-1645.
- 70) VOC 1117, ff. 464v.-465v., B. Pietersen aan H. Brouwer, a. b. v. "Nieuw Hoorn", 22-4-1635; VOC 1116, ff. 72r., 72v., B. Pietersen aan Bewindhebbers, Surat, 10-1-1636.
- 71) VOC 1117, ff. 478r., 478v., *Dagregister Surat*, 16-1-1635. また VOC 1117, f. 430v., B. Pietersen aan H. Brouwer, a. b. v. "Nieuw Hoorn", 22-4-1635; VOC 1117, ff. 624r., 624v., *Vertoog over de handel door S. Voerknecht*, 30-9-1634を見よ。

- 72) VOC 1117, f. 429v., B. Pietersen aan H. Brouwer, a. b. v. "Nieuw Hoorn", 22-4-1635; VOC 1116, f. 72v., B. Pietersen aan Bewindhebbers, 10-1-1636.
- 73) その時期以前にスーラトのVOCの長官がその前貸金制度について情報を得ていたということはあるであろう。VOC 1100, f. 198v., J. v. Hasel aan J. Specx, Surat, 22-8-1630を見よ。
- 74) VOC 1116, ff. 72r.-73r., B. Pietersen aan Bewindhebbers, Surat, 10-1-1636.
- 75) VOC 1117, f. 465v., B. Pietersen aan H. Brouwer, a. b. v. "Nieuw Hoorn", 22-4-1635; VOC 1116, ff. 72r., 72v., B. Pietersen aan Bewindhebbers, Surat, 10-1-1636; VOC 1128, f. 179r., extr. W. Geleynssen aan B. Pietersen, Agra, 29-6-1637. サルケージにおける同一の前貸金制度については、*Daghregister Batavia, 1637*, pp. 104, 105, 14-3-1637; VOC 1119, p. 1923, A. Barentse aan B. Pietersen, Ahmadabad, 21-7-1636; VOC 1119, p. 1657, B. Pietersen aan Bewindhebbers, Surat, 2-12-1636を見よ。
- 76) VOC 1119, pp. 1646, 1647, extr. A. Barentse aan B. Pietersen, Agra, 14-11-1636.
- 77) VOC 1116, f. 72v., B. Pietersen aan Bewindhebbers, Surat, 10-1-1636; VOC 1117, f. 505r., J. Pietersen aan B. Pietersen, Agra, 13-2-1635.
- 78) *English Factories, 1634-1636*, p. 245, W. Fremlen to Company, Surat, 1-5-1636. イギリスの前貸しについては、*English Factories, 1634-1636*, p. 113, Consultation held in Surat, 22-8-1635を見よ。
- 79) VOC 1117, f. 505r., J. Pietersen aan B. Pietersen, Agra, 13-2-1635.
- 80) VOC 1117, ff. 428v., 429r., B. Pietersen aan H. Brouwer, a. b. v. "Nieuw Hoorn", 22-4-1635.
- 81) VOC 1121, ongef. 1612v., B. Pietersen aan A. v. Diemen, a. b. v. "Middelburg", 8-4-1637. また VOC 1128, f. 178v., extr. W. Geleynssen aan B. Pietersen, Agra, 29-6-1637を見よ。
- 82) VOC 1130, p. 1144, W. Geleynssen aan A. v. Diemen, Agra, 28-7-1638.
- 83) VOC 1128, f. 187v., extr. W. Geleynssen aan B. Pietersen, Agra, 30-9-1637.
- 84) Coll. Geleynssen no. 106, B. Pietersen aan Geleynssen, Surat 10-8-1637. また VOC 1128, f. 178v., extr. W. Geleynssen aan B. Pietersen, Agra, 29-6-1637; Coll. Geleynssen no. 97a, W. Geleynssen aan B. Pietersen, Agra, 10-11-1639を見よ。
- 85) VOC 1130, P. 1144, W. Geleynssen aan A. v. Diemen, Agra, 28-7-1638. また Coll. Geleynssen no. 97a, Instructie door W. Geleynssen voor C. Weylandt, 5-2-1640; VOC 1139, f. 287v., W. Geleynssen aan P. Croock, Bander Abbas, 19-1-1642を見よ。
- 86) VOC 1128, f. 178v., extr. W. Geleynssen aan B. Pietersen, Agra, 29-6-1637; VOC 1141, ff. 311v., 312r., P. Croock aan Bewindhebbers, Surat, 26-1-1643. また I. Habib, *The Agrarian System*, pp. 240-242 および idem, *Potentialities*, p. 38を見よ。

グジャラートとヒンドゥスターンにおけるオランダ東インド会社

- 87) Coll. Geleynssen no. 103, W. Geleynssen aan B. Pietersen, Agra, 28-4-1639.
- 88) Coll. Geleynssen no. 97a, W. Geleynssen aan B. Pietersen, Agra, 10-11-1639; Coll. Geleynssen no. 103, W. Geleynssen aan C. Jansen Silvius, Agra, 5-2-1639.
- 89) VOC 1157, f. 511v., A. Barentse aan A. v. Diemen, Suhali, 22-4-1645.
- 90) VOC 1128, f. 291v., extr. W. Geleynssen, aan B. Pietersen, Agra, 30-10-1638.
- 91) VOC 1119, p. 1647, extr. A. Barentse aan B. Pietersen, Agra, 14-11-1636.
- 92) VOC 1151, f.812r., extr. J. v. Teylingen en J. v. Kittensteyn aan C. Weylandt, Ahmadabad, 12-12-1644.
- 93) VOC 1153, f. 667r., A. Barentse aan Raden van India, Surat, 19-6-1646.
- 94) VOC 1117, ongef. 504r., 504v., IJ.Pietersen aan B. Pietersen, Agra, 13-2-1635.
- 95) VCO 1117, ongef. 726r., F. Timmers aan B. Pietersen, agra, 10-12-1635, イギリス人による「藍作地の地税」の支払いについては、I. O. R. Fact. Rec., Surat, vol. 1, p. 377, Consultation held in Surat by Pres. Methwold and council, 22-8-1635を見よ。
- 96) VOC 1119, p. 1076, Instructie voor J. Tack door B. Pietersen, Surat, 12-5-1636; Coll. Geleynssen no. 97a, W. Geleynssen aan B. Pietersen, Agra, 10-11-1639.
- 97) VOC 866, p. 537, A. v. Diemen en Raden aan P. Croock, Bartavia, 15-9-1642.
- 98) *Daghregister Batavia, 1640-1641*, p. 310, 20-5-1641; VOC 1135, f. 589r., P. Croock aan A. v. Diemen, Surat, 18-4-1641.
- 99) Coll. Geleynssen no. 101, W. Geleynseen aan B. Pietersen, Agra, 5-6-1638.
- 100) Coll. Geleynssen no. 97a, Instructie door W. Geleynssen voor C. Weylandt, 5-2-1640. またColl. Geleynssen no. 106, B. Pietersen aan W. Geleynssen, Surat, 12-8-1637; VOC 1128, f.179v., extr. W. Geleynssen aan B. Pietersen, Agra, 29-6-1637を見よ。
- 101) P. J. Musgraveの次の言葉と比較せよ。「結局金貸し——専門であるなしにかかわりなく——の資本と収入は、自己のお金の返還を要求できる能力あるいはそのお金に対する保証を効果的に入手できる能力に比例する限りで安全である。そしてそれは、極端な場合を除いては、村落共同体（あるいは少なくとも村の代表的成員）——それは依然大いに優れた強制力を持っていた——の行動を通じてのみ可能であった。」P. J. Musgrave, *Rural Credit and Rural Society*, p. 221.
- 102) VOC 1117, f.504v., IJ. Pietersen aan B.Pietersen, Agra, 13-2-1635. 17世紀のインドにおける所有権の譲渡については、I.Habib, *The Agrarian System*, pp. 115-118を見よ。
- 103) Coll. Geleynssen no. 97a, W. Geleynssen aan B. Pietersen, Agra, 27-8-1639.
- 104) VOC 1119, pp. 1922, 1923, A. Barentse aan B. Pietersen, Ahmadabad, 21-6-1636; VOC 1128, f. 178v., extr. W. Geleynssen aan B. Pietersen, Agra, 29-6-1637; *Daghregister Batavia, 1637*, p.269, 27-5-1637; VOC 1121, ongef. 1612v., B. Pietersen aan A.

- v. Diemen, a. b. v. "Middelburg", 8-4-1637.
- 105) VOC 1117, f. 505r., J. Pietersen, ann B. Pietersen, Agra, 13-2-1635; VOC 866, pp. 537, 538, A. v. Diemen en Raden aan P. Croock, Batavia, 15-9-1642; VOC 1117, f. 534v., B. Pietersen aan N. Overschie, Surat, 16-3-1635.
- 106) VOC 1144, f. 376v., P. Croock aan A. v. Diemen en Raden, Surat, 28-2-1643; VOC 1157, ongef. 737r., extract Surat's negotieboek, 1-6-1644 tot 31-5-1645.
- 107) Coll. Geleynssen no. 116, Negotiejournaal Agra, 25-6-1637.
- 108) idem, 8-9-1637; 6-10-1637; 13-12-1637; 31-1-1638; VOC 1128, f. 180r., extr. W. Geleynssen aan B. Pietersen, Agra, 29-6-1637; idem, f. 186v., 10-9-1637.
- 109) VOC 1128, f. 179r., extr. W. Geleynssen aan B. Pietersen, Agra, 29-6-1637; Coll. Geleynssen no. 106, B. Pietersen aan W. Geleynssen, Surat, 10-8-1637.
- 110) Coll. Geleynssen no. 116, Negotiejournaal Agra, 3-8-1637, 29-1-1638.
- 111) E. Whitcombe, *Agrarian Conditions in Northern India*, p. 165.
- 112) VOC 1128, f. 292r., extr. W. Geleynssen aan B. Pietersen, Agra, 28-11-1638.
- 113) VOC 1113, f. 153v., Ph. Lucasz aan H. Brouwer en Raden, a. b. v. "Amsterdam", 29-12-1633; VOC 1113, f. 272v., J. v. d. Graaff aan H. Brouwer, Surat, 17-8-1633; *Daghregister Batavia, 1631-1634*, p. 262, 24-2-1634; *English Factories, 1634-1636*, p. 70, President Methwold etc. to Comp., Swally Road, 29-12-1634. この独占の詳細な記述は、J. N. Sarkar, *Studies in Economic Life*, pp. 186-203を見よ。ペルシアにおける生系の独占についての一記述は、N. Steensgaard, *The Asian Trade Revolution*, pp. 377-397を見よ。
- 114) I. O. R., Orig. Corr. 1518, f. 197r., Captain R. Allnut to Comp., "aboard the Palsgrave", 31-1-1634.
- 115) VOC 1113, f. 206v., J. v. d. Graaff aan H. Brouwer en Raden, Surat, 24-4-1634.
- 116) VOC 1117, ongef. 727r., F. Timmers aan B. Pietersen, Agra, 15-12-1635; *English Factories, 1630-1633*, P. 324, W. Fremlen etc. to Pres. and Council (?), Agra, 12-11-1633; J. N. Sarkar, *Studies in Economic Life*, p. 190.
- 117) VOC 1108, ff. 850r., 850v., "Contract op de capitulatie op den handel in den indigo", 29-11-1633; *Daghregister Batavia, 1631-1634*, p. 326, 21-6-1634.
- 118) VOC 1108, ongef. 73r., S. Voerknecht aan J. v. d. Graaff, Agra, 13-12-1633; VOC 1113, f. 179v., J. v. d. Graaff aan S. Voerknecht, Surat, 14-10-1633; *Daghregister Batavia, 1631-1634*, p. 326, 21-6-1634; VOC 1108, ongef. 66v., 67r., J. v. d. Graaff aan Bewindhebbers, Surat, 30-1-1634; *English Factories, 1634-1636*, p. 12, Pres. Methwold etc. to Comp., Surat, 21-2-1634; idem, p. 1, Consultation held in Surat, 2-1-1634; idem, p. 112, Consultation held in Surat, 22-8-1635.
- 119) VOC 1117, ff. 624v., Vertoog over de handel door S. Voerknecht, 30-9-1634.

- 120) VOC 1113, f. 209r., J. v. d. Graaff aan H. Brouwer en Raden, Surat, 24-4-1634; *Daghregister Batavia, 1631-1634*, pp. 416, 417, 22-10-1634; *idem*, p. 327, 21-6-1634; *English Factories, 1634-1636* .p. 70, Pres. Methwold etc. to Comp., Swally Road, 29-12-1634.
- 121) VOC 1117, ff. 622v., 623r., Verhoog over de handel door S. Voerknecht, 30-9-1634. また VOC 1113, f. 206v., J. v. d. Graaff aan H. Brouwer en Raden, Surat, 24-4-1634; VOC 1117, f. 522r., Verhoon van de lijwaten door IJ. Pietersen, Surat, 15-4-1635を見よ。
- 122) VOC 1117, f. 622v., Verhoog over de handel door S. Voerknecht, 30-9-1634.
- 123) VOC 1117, f. 505r., IJ. Pietersen aan B. Pietersen, Agra, 13-2-1635.
- 124) Gemeente-archief Alkmaar, Coll. Aanwinsten, no. 185, A. Barentse aan W. Geleynssen, Surat, 28-12-1634; VOC 1117, f. 522r., Verhoon van de lijwaten, door IJ. Pietersen, Surat, 15-4-1634; VOC 1109, f. 191v., J. v. d. Graaff aan Bewindhebbers, Surat, ?-12-1633; VOC 1113, f. 178r., S. Voerknecht aan H. Brouwer en Raden, Agra, 18-3-1634; *Daghregister Batavia, 1631-1634*, p. 327, 21-6-1634; VOC 1117, f. 505r., IJ. Pietersen aan B. Pietersen, Agra, 13-2-1636.
- 125) *English Factories, 1634-1636*, p. 246, W. Fremlen to Comp., Surat, 1-5-1636.
- 126) VOC 1117, f. 488r., Dagregister Surat, 12-3-1635; *English Factories, 1634-1636*, p. 138, Pres. Methwold etc. to Comp., Surat, 2-1-1636; *Corpus Diplomaticum Neerlandico-Indicum, I*, pp. 278, 279; VOC 1117, f. 566r., B. Pietersen aan H. Brouwer, Surat, 6-5-1635; VOC 1128, f. 182r., extr. W. Geleynssen aan B. Pietersen, Agra, 30-7-1637.
- 127) W. H. Moreland, *From Akbar to Aurangzeb*, p. 148; J. N. Sarkar, *Studies in Economic Life*, pp. 198-201.
- 128) I. Habib, *The Agrarian System*, pp. 207-209.
- 129) VOC 1117, ongef. 726r., F. Timmers aan B. Pietersen, Agra, 10-12-1635; I. O. R., Orig. Corr. 1518, f. 197r., Captain R. Allnut to Comp., "aboard the Palsgrave", 31-1-1634; I. O. R., Fact. Rec., Surat, vol. I, p. 377, Consultation held in Surat, 22-8-1635.
- 130) VOC 1100, f. 154r., J. v. Hasel aan J. P. Coen, Surat, 27-10-1629. また VOC 1100, ff. 184v., 185r., H. A. Vapoer aan J. P. Coen, a. b. v. "Tholen", 24-4-1630を見よ。
- 131) VOC 1128, ff. 187r., 187v., extr. W. Geleynssen aan B. Pietersen, Agra, 31-9-1637; *idem*, f. 269v., 29-12-1638; *idem*, f. 292r., 30-8-1638; *idem*, f. 293r., 6-12-1638; VOC 1127, f. 131r., B. Pietersen aan A. v. Diemen, Surat, 18-4-1638; Coll. Geleynssen no. 101, W. Geleynssen aan B. Pietersen, Agra, 5-6-1638; VOC 1130, pp. 1134, 1135, B. Pietersen aan A. v. Diemen, Surat, 20-4-1639; Coll. Geleynssen no. 97a, W. Geleyns-

- sen aan B. Pietersen, Agra, 27-8-1639.
- 132) この点については、F. Pelsaert, *Kroniek en Remonstrantie*, p. 164を見よ。
- 133) VOC 1128, ff. 293r., 293v., extr. W. Geleynssen aan B. Pietersen, Agra, 6-12-1638.
またColl. Geleynssen no. 174, extr. C. Weylandt aan P. Croock, Bayana, 30-11-1640;
idem, 11-2-1641; VOC 1150, f. 56v., C. Weylandt aan P. Croock, Agra, 4-11-1643;
VOC 1135, f. 545r., extr. C. Weylandt aan P. Croock, Agra, 7-11-1640; VOC 1150, f.
57r., C. Weylandt aan P. Croock, Agra, 18-11-1643を見よ。
- 134) VOC 1150, ff. 55v., 56r., extr. C. Weylandt aan P. Croock, Agra, 12-10-1643.
- 135) idem. またVOC 1151, f. 804r., extr. N. Verburch en J. Tack aan C. Weylandt, Agra,
25-11-1644; idem, f. 805r., 5-12-1644; *English Factories, 1642-1645*, p. 202, Pres.
Breton etc. to Comp., Swally, 28-11-1644; VOC 1157, f. 410v., C. Weylandt aan A. v.
Diemen, Surat, 5-7-1644; VOC 1151, f. 875r., N. Verburch en J. Tack aan P. Croock
en C. Weylandt, Agra, 14-7-1644を見よ。
- 136) VOC 1152, f. 490r., extr. N. Verburch en J. Tack aan A. Barentse, Agra,
30-11-1645; idem, f. 804v., extr. N. Verburch en J. Tack aan C. Weylandt, Agra
25-11-1644.
- 137) 総督の返事は次のとおり。「彼らの生命を救うために、我々が自分の生命を破滅
させることはできない。」VOC 868, p.346, A. v. Diemen en Raden aan C. Weylandt,
Batavia, 22-6-1644. またVOC 1151, f. 883v., C. Weylandt aan N. Verburch en J.
Tack, Surat, 24-6-1644; *Daghregister Batavia, 1644-1645*, pp. 228, 229, april 1645;
VOC 1151, f. 877r., extr. N. Verburch en J. Tack aan P. Croock en C. Weylandt,
Agra, 3-10-1644を見よ。

参考文献〔第4章関係〕

1) 未刊行史料

Algemeen Rijksarchief te 's-Gravenhage

--De Verenigde Oost-Indische Compagnie 文書 (VOCと略称)

--Verzamelingen afkomstig van employés van de VOC. Collectie Geleynssen de
Jongh.

India Office Records in London

--Factory Records, Surat

2) 刊行史料

Journaar van Dirck van Adrichem's Hofreis naar den Groot-Mogol Aurangzeb, 1662. A. J.
Bernet Kempers (ed.), 's-Gravenhage, 1941.

Minute by M. Bernier upon the establishment of trade in the Indies, dated 10th

グジャラートとヒンドゥスターンにおけるオランダ東インド会社

March, 1688. Found and translated by Sir Theodore Morison, in, *Journal of the Royal Asiatic Society*, 1933, pp. 1-21.

Francois Bernier, *Travels in the Mogol Empire, A. D. 1656-1668*. A. Constable (ed.), repr., New Delhi, 1972.

Pieter van den Broecke in Azië, deel II. W. Ph. Coolhaas (ed.), 's-Gravenhage, 1963.

Jan Pietersz. Coen, *Bescheiden omtrent zijn bedrijf in Indië*, 7 delen. H. T. Colenbrander en W. Ph. Coolhaas (eds.), 's-Gravenhage, 1919-1953.

Corpus Diplomaticum Neerlandico-Indicum; Verzameling van politieke contracten en verdere verdragen door de Nederlanders in het Oosten gesloten, van privile-gebrieven aan hen verleend, enz. J. E. Heeres en F. W. Stapel (eds.), 6 delen, 1907-1953.

Dagregister gehouden int casteel Batavia etc., 31 delen. J. A. van der Chijs, en J. E. Heeres (eds.), Batavia en 's-Gravenhage, 1887-1931.

Pieter van Dam, *Beschrijvinge van de Oost-Indische Compagnie*, 7 delen. F. W. Stapel en C. W. Th. van Boetzelaer (eds.), 's-Gravenhage, 1927-1954.

The English Factories in India 1618-1669, 13 delen. W. Foster (ed.), Oxford, 1906-1927.

De Remonstrantie van W. Geleynssen de Jongh. W. Caland (ed.), 's-Gravenhage, 1929.

Generale Missiven van Gouverneurs-Generaal en Raden aan Heren XVII der Verenigde Oostindische Compagnie, 7 delen. W. Ph. Coolhaas (ed.), 's-Gravenhage, 1960-1979.

Journal van J. J. Ketelaar's Hofreis naar den Groot Mogol te Lahore, 1711-1713. J. Ph. Vogel (ed.), 's-Gravenhage, 1937.

Johan Albracht von Mandelslo, Journal und Observation (1637-1640). M. Refslund-Klemann (ed.), Kopenhagen, 1942.

Mir'ât-i Ahmadi. A Persian History of Gujarat. Translated from the Persian Original of Ali Muhammed Khan by M. T. Lokhandwala, Baroda, 1965.

The Travels of Peter Mundy in Europe and Asia, 1608-1677, 6 delen. R. C. Temple (ed.), London, 1907-1936.

F. Pelsaert. *De Geschriften van Francisco Pelsaert over Mughal Indië, 1627. Kroniek en Remonstrantie*. D. H. A. Kolff en H. W. van Santen. (eds.), 's-Gravenhage, 1979.

Wouter Schouten, *Oost-Indische Voyagie*, Amsterdam, 1676.

J. B. Tavernier, *Travels in India*, 2 delen. V. Ball en W. Crooke (eds.), London, 1925.

3) 二次文献

J. J. Brenning, Silver in Seventeenth-century Surat: monetary movements and the price revolution in Mughal India, paper voor "Comparative World History Workshop in Pre-Modern Monetary History, 1200-1750", Madison, Wisconsin, 1977.

K. N. Chaudhuri, *The English East India Company: the study of an early joint-stock company 1600-1640*, London, 1965.

Do., *The Trading World of Asia and the English East India Company 1660-1760*, Cambridge, 1978.

A. Das Gupta, *Indian Merchants and the Decline of Surat c.1700-1750*, Wiesbaden, 1979.

H. Furbar, *Rival Empires of Trade in the Orient, 1600-1800*, Minneapolis, 1976.

I. Habib, *The Agrarian System of Mughal India (1556-1707)*, London, 1963.

Do., Usury in Medieval India, in *Comparative Studies in Society and History*, 6, no. 4 (1964) .pp. 393-419.

Do., Potentialities of Capitalistic Development in the Economy of Mughal India, in *Journal of Economic History*, 29, no. 1 (March 1969) .pp. 32-78.

Do., Forms of Class Struggle in Mughal India, in *Indian History Congress, Bombay, 1980. Papers on Medieval Indian History*, pp. 1-55.

L. Khachikian, Le registre d'un marchand arménien en Perse, en Inde et au Tibet (1682-1693) , in *Annales E.S.C.*, 22 (1967) . pp. 231-278.

W. H. Moreland, *From Akbar to Aurangzeb*, London, 1923.

P. J. Musgrave, Rural Credit and Rural Society in the United Provinces, 1860-1920, in, C. Dewey en A. G. Hopkins (eds.), *The Imperial Impact: studies in the economic history of Africa and India*, London, 1978, pp. 216-232.

H. Nagashima, Indigo Production and Circulation in North India during the 17th Century: a study of that of the Bayana tract (in japons), in, *The Shirin*, 63, no. 4 (July1980), pp. 527-560.

H. K. Naqvi, *Urban Centres and Industries in Upper India 1556-1803*, Bombay, 1968.

N. W. Posthumus, *Nederlandsche Prijsgeschiedenis*, deel I, Leiden, 1943.

T. Raychaudhuri, *Jan Company in Coromandel 1605-1690. A study in the interrelations of European commerce and traditional economies*, 's-Gravenhage, 1962.

J. N. Sarkar, *Studies in Economic Life in Mughal India*, Delhi, 1975,

A. Siddiqi, *Agrarian Change in a North India State*, London, 1973.

R. S. Smith, Indigo Production and Trade in Colonial Guatemala, in, *Hispanic American Historical Review*, 39, no. 2 (May1959) .

N. Steensgaard, *The Asian Trade Revolution of the Seventeenth Century. The East India companies and the decline of the caravan trade*, Chicago, London, 1974.

G. Watt, *A Dictionary of the Economic Products of India*, 9 delen, London, 1885-1894.

E. Whitcombe, *Agrarian Conditions in North India. Volume I: The United Provinces under British rule 1860-1900*, New Delhi, 1971.